

「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の結果概要

1. 「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の経緯

○平成20年1月1日に自然再生推進法の施行から5年が経過したことを受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、より効果的な事業推進のために必要な措置を講ずることとしています。

[自然再生推進法附則3（検討）]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○このため、過去5年間の法施行状況について、文献調査、自然再生協議会へのアンケート及びヒアリング調査、日本学術会議との意見交換、並びに自然再生専門家会議からの意見等を踏まえ現状課題を抽出・整理し、さらにこれに対する「必要な措置（案）」の検討を行いました。

＜詳細は資料2及び3参照＞

○この「必要な措置（案）」に関する検討結果について、平成20年3月27日開催の自然再生推進会議において取りまとめることとします。

○また、この結果を踏まえ、今後自然再生推進法の主務省庁が「必要な措置」を講ずることとします。

併せて、環境省が「自然再生基本方針の見直し（案）」の作成を行うこととし、農林水産省及び国土交通省と協議のうえ変更案を作成して、閣議決定により基本方針を変更します。

2. 自然再生推進法の施行状況

○自然再生協議会は、民間団体、地方公共団体及び国などの呼びかけにより、現在全国19箇所で開催されています。森林、里山、草原、湿原、河川、湖沼、干潟、サンゴ礁等、多様な生態系が自然再生の対象とされています。

○これら自然再生協議会には、行政に加えて、地域住民、NPO等民間団体及び専門家など地域の多様な主体が参加しています。

協議会構成員数（全国合計） : 1,158（個人・団体）
1協議会あたりの構成員数 : 平均61（個人・団体）（最小20～最大128）
構成員の割合 : 専門家14%、個人31%、NPO等民間団体35%、
関係地方公共団体15%、関係行政機関5%

○また、既に16自然再生協議会において「自然再生全体構想」が作成され、また8自然再生協議会において14の「自然再生事業実施計画」が作成されています。

「自然再生全体構想」作成 : 16協議会
「自然再生事業実施計画」作成 : 8協議会（14実施計画）

<詳細は別紙1及び2参照>

3. 自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく「必要な措置（案）」について

(1) 「必要な措置（案）」

自然再生推進法の施行状況のレビューにより現状課題を把握し、これを検討した結果、次のとおり「必要な措置（案）」を取りまとめました。

<詳細は資料2及び3参照>

①自然再生の着実な実施

1) 自然再生に係る技術的知見の蓄積

自然再生事業を着実に実施するとともに、「各種自然再生技術に関する基礎情報の整備」を進めます。

2) 各地域における技術的課題等への支援

各地域への専門家派遣やワークショップの開催等により、自然再生協議会等への支援を行います。

具体的な技術的課題としては、「自然再生の目標の設定、事業実施後のモニタリング手法の構築、自然再生事業の評価のあり方」等が挙げられます。

<詳細>

各地域における自然再生活動を支援するため、自然再生推進法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備）に関して、自然再生協議会からの要請に基づき、次のような取組を実施しているところ。

○相談に応じるために必要な情報基盤の整備

（「自然再生関連地域データの整備」）

○地域の科学的知見を適時的確に得るための専門家ネットワークの形成

（「地域における専門家ネットワークの形成」）

○ワークショップ等による自然再生手法の検討・情報交換

（「自然再生事業の技術的活動支援」）

なお、事業評価のあり方については、生態系の回復状況の評価と合わせ、社会経済的な便益も含め、自然再生事業の様々な効果を整理することを通じて、自然再生に適した評価手法を整備し、これに基づき必要な支援を行うこととします。

その他、継続的な活動を維持するため、「自然再生協議会に係る運営経費等の持続的な確保のあり方」に関する検討を行うこととします。

②自然再生の新たな取組の推進

1)全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

生物多様性総合評価などにより全国的な生態系の状況を分析し、生態系の分断や劣化の状況とその要因を考慮して、全国的、広域的な視点から自然再生の優先度の高い地域を対象とした取組が推進されるよう、これに関する具体的手法を検討し、計画的に実現していきます。

これと併せ、特にラムサール条約湿地等国際的にも重要な地域を、自然再生を優先的に検討する地域のひとつとして位置付けることとします。

2)民間団体や民有地における自然再生活動への支援

地域の民間団体や地域住民などの参加・協働という形をより一層活発化させていくため、これまでの各種支援を継続実施するとともに、活用可能な事業制度やその活用事例等に関する情報提供を行い、また必要に応じ事業制度の新規・拡充を図ることとします。

③各種連携の促進

1) 関係行政機関の連携の促進

自然再生の総合的、横断的な展開を図るため、関係行政機関の連携を促進します。

具体的には、「自然再生推進会議や地方ブロック会議による連絡調整の充実、省庁横断的事業の実施、持続可能な社会形成のための各種施策との連携強化」等により対応することとします。

2) 調査研究機関との連携

研究プロジェクトとして、地域の自然環境を把握し、自然再生協議会の活動を支援する研究グループが存在することが、科学的な自然再生の実施や合意形成の促進に有効であることから、「調査研究と連携した自然再生事業の実施のあり方」について検討を行います。

3) 自然再生専門家会議と自然再生協議会との連携

必要に応じ、自然再生専門家会議による現地視察を実施し、この中で自然再生協議会の構成員との意見交換を行うなど、新たな視点からの意見等により、地域の自然再生協議会に対する幅広い支援を進めます。

4) 自然再生協議会間の連携及び情報共有に対する支援

自然再生協議会の情報連絡会議等を開催することにより、自然再生協議会間の連携、意見交換及び情報共有が促進されるよう支援します。

具体的な議題としては、「自然再生協議会の運営のあり方、自然再生技術の事例、事業実施後のモニタリング手法とその実施体制」等が挙げられます。

④情報提供及び普及啓発

1) 各種情報提供の充実

自然再生の推進上必要となる各種情報の提供を充実します。

具体的には、「自然再生協議会の組織化や運営上の課題への対応事例、自然環境学習の実施方針等のあり方、国内及び海外における自然再生技術や先進的活動の事例、地域における自然環境データ、効果的な普及啓発活動の事例」等に関する情報提供を行うこととします。

2) 普及啓発活動の推進

自然再生推進法の枠組み及びその特徴（メリット）に関する普及啓発活動を推進し、また地域における自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解の促進を図ります。

具体的には、「自然再生推進法の解説及び運用事例の収集・提供、市民参加型自然環境調査の実施、ワークショップの開催」等により、自然再生を社会に浸透、定着させるための普及啓発活動を推進します。

この中で、特に「自然環境学習における学校連携への支援」を行うこととします。

(2) 自然再生基本方針の見直し事項（案）

「必要な措置（案）」のうち、「自然再生基本方針の見直し」による対応が必要な事項がありました。今後、これを踏まえ、自然再生基本方針の見直しを検討することとします。

<詳細は資料2及び3参照>

なお、主な「自然再生基本方針の見直し事項（案）」は次のとおりです。

①自然再生の方向性等

- 残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要であること
- 流域的視点に基づく取組が重要であること
- 二次的自然の維持管理は保全・再生に含まれること
- 自然再生における「資源の循環利用」のあり方を示すこと
- 自然再生は地域社会の活性化につながるものとすることが重要であること
- 自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつづ進められることが重要であること

②自然再生全体構想

- 持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要であること

③自然再生事業実施計画

- 実施計画には順応的に事業を見直していくことができるような配慮が必要であること
- 地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすることが重要であること

上記（１）及び（２）の事項を踏まえ、自然再生推進法の主務省庁が現状課題に対する「必要な措置」への取組を拡充・強化することで、より効果的、かつ効率的な形で自然再生事業を推進していくこととします。

自然再生推進法施行後5年を経過した場合の検討経緯

自然再生関係事項

- 第三次生物多様性国家戦略策定 (H19.11.27閣議決定)
- 自然再生推進法施行後5年経過 (H15.1.1施行)
- 自然再生基本方針5年経過 (H15.4.1閣議決定)

自然再生推進法施行後5年経過した場合の検討 (法施行状況の検討、必要な措置の抽出)

